

# KNC NETWORK NEWS

2016年9月3日 発行

## 気になる記事: 対ロシア、北方領土進展狙う

政府はロシアに対し、エネルギー分野で包括的な協力策を打ち出す方針。極東や東シベリア地域で石油や天然ガスの資源開発を検討すほか、原子力発電所の廃炉技術でも協力する。経済産業省内では、ロシア国営の石油大手、ロスネフチへ出資する案が浮上。



(有)北野財經システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

**経営一言:** 物事の本質は世間で「正しい」とされていることの裏側にあると私は思っています。

(株式会社ボルテックス 代表取締役社長 宮沢 文彦氏)

ー 所長コメント: 株式の格言に「人の行く裏に道あり花の山」というのがあります。実際、利は見えない処にあります。世の中、今、正しくともいづれ変わってきます。野党も逆転すれば与党になり俗論も正論となります。ー

## 自宅売却の3千万円控除 《税務》

不動産の売却で得た金銭には譲渡所得として所得税が掛かりますが、それまで生活していたマイホームを売ったときには、譲渡所得から最高3千万円を控除できます。その時点で住んでいなくても、住まなくなった日から3年目の年末までに売れば控除可能です。

夫婦共有のマイホームであれば、それぞれの共有持分の応じて譲渡所得を計算して控除します。このとき、夫婦それぞれにつき3千万円の枠を使うことができます。

マイホームといっても、別荘のように主に趣味、娯楽、保養のために持っている家屋を売ったときには特例は利用できません。また、控除を受けることを目的に入居したと税務署に判断されたときも特例の対象外です。居住用家屋の新築期間中の仮住まいの家屋など一時的な目的で入居した家屋を売ったときも適用できません。

## 青色申告者の親が死亡した場合 《税務》

税制上の優遇措置を受けるために青色申告を受けようと年末に決めていても、原則的に認められません。青色申告をするためには、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を所轄の税務署に提出して手続きをとらなければなりません。ただし、1月16日以降に新規開業したのであれば、開業開始から2か月以内が期限となっています。

また、相続で業務を承継した時も、業務承継日から2か月以内に申請書を提出する必要があります。ただし、被相続人が青色申告をしていた場合は、被相続人の死亡による準確定申告書の提出期限と同様の「相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内」が期限になります。

青色申告者は、帳簿の作成など一定の条件を満たすことで、最高65万円の控除(青色申告特別控除)が受けられます。また、配偶者・子に仕事を手伝ってもらったときの給与(専従者給与)の経費計上や貸倒引当金の経費計上、欠損金の繰り越し・繰り戻しといったさまざまな優遇措置の対象になります。

## 年の途中に入社した社員の年末調整 《税務》

会社の年末調整業務は、1年を通じて勤務している人のほか、年の途中で就職し、年末まで勤務している人も対象に行います。年の途中で入社した社員の年末調整をするためにはまず、その社員が入社前に別の会社から給与の支払いを受けていたか確認します。社員が別の会社で働いたときに「給与と所得者の扶養控除等申告書」を提出し、年内に給与を得ていたのであれば、その給与を含めて年末調整します。

社員が別の会社で受け取った給与額や徴収された所得税額は、前の会社がまとめた「給与所得の源泉徴収票」でチェックすることになりますが、前の会社から源泉徴収票を取り寄せるように社員に求めても、実務上は受け取れないことがあります。そのようなときは年末調整ができないため、社員に自分で確定申告をってもらうことになります。

年末調整の対象になる給与は、その年に支払うことが確定している部分であり、実際に支払ったかどうかに関係なく、未払いの給与も対象になります。反対に、前年に未払いになっている給与を今年支払っても、今年の年末調整の対象にはできません。

## 鍛錬による習得 《経営》

子供の頃、学校帰りの道でこんな見聞をして感動した覚えがあります。例えば、左官職人が巧妙な手つきで素早く壁を塗る姿、農家の人が並んで踊るように田植えをする姿、竹細工師が手品のようにカゴを編んでいる姿、等です。長年にわたる仕事の鍛錬で習得したのでしょう。

現代も、仕事に熟練するまでには長い時間を要しますが、上記のような他人の仕事を見る機会は減っているようです。家内工業的な仕事が減り、他人の仕事を観察できる環境が少なくなっているからでしょう。仕事に熟練できる過程は、その業務や時代によっても違いますが、建築・農業・飲食等を例にすれば、大体次のようになります。(1)第一段階: 初歩的な下働きを素直に実行し、頭を使うことよりも手足を動かすことを心掛ける(2)第二段階: 仕事に慣れ、ややマンネリ化を感じるようになったら、仕事の技法や進め方等を工夫し、上の者から頼りにされるような職業人を目指す(3)第三段階: 一人前と扱われるようになったら、尊敬される人間性と独自の技術を形成する努力を積むこととなります。